

令和5年度 広島県相談支援従事者現任者研修

研修受講ガイダンス

1日目 9：35～10：05

社会福祉法人光清学園
相談支援事業所 光清学園
相談支援専門員 中島和久

広島県相談支援現任者研修

テーマ：『市町の相談支援体制を充実していく』

※受講者が主体的になり、最終受益者は当事者（利用者）

目的（目標）①質の向上、②多職種連携、③協働、支え合い

1日目 : 知識を学ぶ

2日目～4日目 : 振り返りから学ぶ、演習を通して実践力を身につける

※現任 = 更新研修、基本に立ち返る。
(楽しく学びましょう)

現任者研修の目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

「相談支援従事者研修事業実施要綱」より

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントI～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

・相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワーカーの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

・相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討するべき。
・研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任者研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

・相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
・指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

・障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

・障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
・市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知識の習得に努めるべき。

とりまとめのポイントⅡ～相談支援体制について～

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- ・市町村は、計画相談支援の対象となるない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- ・都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- ・こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

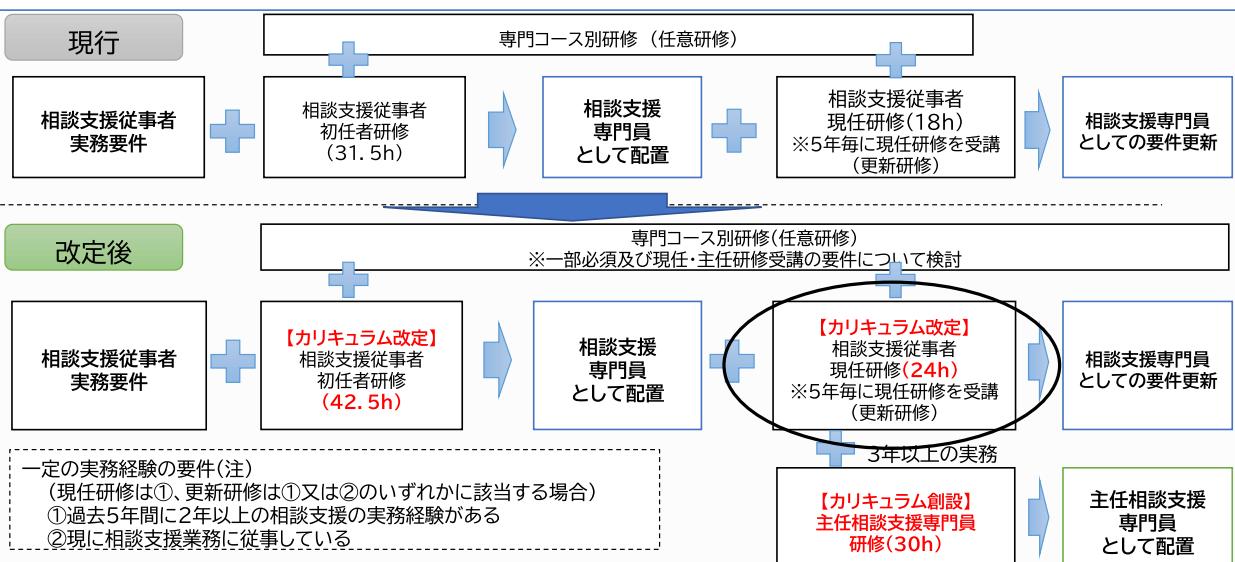
- ・計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないよう相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行なうべき。

相談支援専門員の研修制度の見直しについて<広島県は令和2年度から>

○意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。

○実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行なながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に当たり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(注)を追加。(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)

○さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働く環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。



相談支援専門員はソーシャルワーカーである

- ・「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論で、改めて相談支援専門員がソーシャルワークの担い手として期待されていると示された。
- ・ソーシャルワークは、社会福祉活動全般を指す。もう一つの意味は、対人援助を通して、環境への様々な働きかけを行い、利用者の社会生活を充実させていく社会福祉援助技術である。
- ・ソーシャルワーク専門職のグローバル定義には、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する」とある。
- ・相談支援専門員は社会福祉援助技術を用いて、利用者の社会生活を豊かなものとする責務を負っている。

S.Shimamura okinawa univ.2018

2018年度 相談支援専門員指導者養成研修 島村聰氏資料引用

何のために？なぜ相談援助をするのか？

- ・ソーシャルワークの目的は「一人ひとりの福祉（幸福）が実現される社会をつくること」にある。
- ・相談支援専門員は、障がいのある人とその周辺の幸福の実現を目指すことが使命である。
- ・利用者のエンパワメントと権利擁護の達成を目的とした活動である。

S.Shimamura okinawa univ.2018

2018年度 相談支援専門員指導者養成研修 島村聰氏資料引用

何を心がければ良いのか？

- ・「ソーシャルワーカーの倫理綱領」には、ソーシャルワーク専門職の扱り所が明確に規定されている。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの扱り所とする基盤である。

- ・「障害者ケアガイドライン」が相談支援専門員の姿勢を示す。

障害者ケアマネジメントの基本理念

- (1) ノーマライゼーションの実現に向けた支援
- (2) 自立と社会参加の支援
- (3) 主体性、自己決定の尊重・支援
- (4) 地域における生活の個別支援
- (5) エンパワーメントの視点による支援

S.Shimamura okinawa univ.2018 2018年度 相談支援専門員指導者養成研修 島村聰氏資料引用

しつこいようですが、
相談支援従事者は ソーシャルワーカーです。

ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、
インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開
発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生き
がいや希望を見出す等の支援を行うことが求められてい
ます。



II 研修での獲得目標

- ①個別相談支援の基本を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ②多職種連携 及びチームアプローチの理論と方法を学び、実践することができる。
- ③コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等）の理論と方法を理解し、実践できる。
- ④スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、相談支援実践においてスーパービジョンを取り入れる。

II 獲得目標

- ①個別相談支援の基本を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。

障害当事者などのストレングスに着目した支援や意思決定支援を通して自己肯定感を高め、エンパワメントしていくことを学ぶ！

II 獲得目標

- ②多職種連携 及びチームアプローチの理論と方法を学び、実践することができる。

障害福祉サービス以外にも介護保険等の制度の枠外の機関やインフォーマルなサービスも含めた多職種連携による支援を、チームアプローチを通して実践する技術を学び、獲得する！

II 獲得目標

- ③コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等）の理論と方法を理解し、実践できる。

○個別の課題を基幹相談支援センター等と共有し、地域の課題として捉える。

○自立支援協議会等に報告をする過程を理解して、地域に根ざした相談支援の実践力を身につける。

II 獲得目標

- ④スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、相談支援実践においてスーパービジョンを取り入れる。

研修で得た知識を実践に活かすには、継続的に研鑽していくことが必要です。実践事例を用いて検討する中で、支援の妥当性や支援方法についての助言や指導を受けることの重要性を理解しましょう！

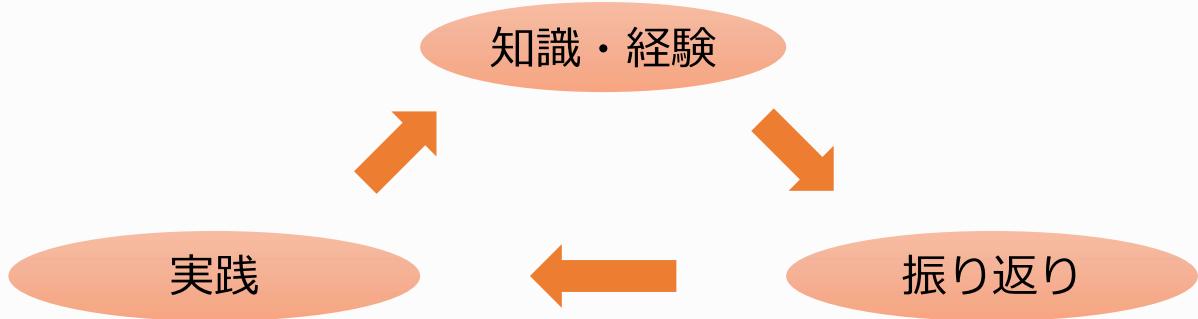
II 研修での獲得目標

改めて、この研修での目標です。
この目標が達成できるよう、
がんばっていきましょう！

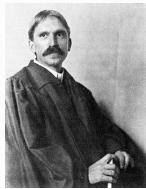


- ①個別相談支援の基本を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ②多職種連携 及びチームアプローチの理論と方法を学び、実践することができる。
- ③コミュニティワーク（地域とのつながりやインフォーマルサービスの活用、社会資源の開発等）の理論と方法を理解し、実践できる。
- ④スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、相談支援実践においてスーパービジョンを取り入れる。

学び、振り返ることの大切さ



今回の現任者研修では、自身の経験を振り返り、演習等を通じて客観的な視点で**新たな気付きを得ること**を大切にしていきます。



John Dewey

We do not learn from experience... we learn from reflecting on experience.
私たちは経験から学ぶのではない、経験を振り返ることから学ぶのだ。

『障害者相談支援従事者研修テキスト（現任研修編） 中央法規出版』を基にカリキュラム（講義・演習）を進めています。

研修受講者は、テキストを手元においての受講となります。



III 研修の内容と進め方



1日目【会場①】6月15日（木）【会場②】6月21日（水） 9：00～9：30受付

時間帯	項目	時間	講・演	Zoo m	内容
9:30~9:35	オリエンテーション	5		全体	研修事務局
9:35~10:05	研修受講ガイダンス	30	講義	全体	講師 中島和久((福)光清学園 相談支援事業所光清学園)
10:05~11:35	【講義】法制度の現状	90	講義	全体	講師 太田 真隆(広島県障害者支援課)
11:35~11:45	休憩	10			
11:45~12:45	【講義】意思決定支援に着目した個別相談支援	60	講義	全体	講師 森木 聰人 ((福)大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン)
12:45~13:45	昼休憩	60			
13:45~14:45	【講義】多職種連携及びチームアプローチ	60	講義	全体	講師 大森寛和 ((福)つつい サポートオフィスQ U E S T)
14:45~14:55	休憩	10			
14:55~15:55	【講義】地域を基盤としたソーシャルワーク	60	講義	全体	講師 一丸 善樹 ((福)三矢会 相談支援事業所 リガーレ)
15:55~16:05	休憩	10			
16:05~17:35	【講義】スーパービジョン	90	講義	全体	講師 荒木 和美 ((福)相扶会 相扶の郷相談支援事業所)
17:35~17:45	まとめ	10	講義	全体	講師 中島和久((福)光清学園 相談支援事業所光清学園)
17:45~17:50	お知らせ	5		全体	研修事務局

2日目 【会場①】6月16日（金）【会場②】6月22日（木） 9：00～9：30受付

項目	時間	講・演	Zoom	内容
オリエンテーション	10	講義	全体	獲得目標並びに演習の進め方の説明
【導入講義】 個別相談支援	50	講義	全体	講師 藤井 知佳((福)大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン) 相談支援のプロセスや意思決定支援の展開のポイントについて
セルフチェック	15	講義	全体	講師 中島 和久((福)光清学園 相談支援事業所 光清学園) ・個人ワーク 相談支援実践の振り返りと向上すべきことへの気づき ・演習（グループワーク）の説明
事例報告・検討	220	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 ・演習（事例報告・検討） 意思決定支援の展開の確認と検討課題の対応について検討 個別相談支援の能力の向上を図る
インターバルの整理	60	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 ・演習 セルフチェックや事例報告、検討での助言や気づきの整理
まとめ	15	講義	全体	まとめ、インターバルの説明



インターバル期間

3日目 【会場①】8月22日（火）【会場②】8月23日（水） 9：00～9：30受付

項目	時間	講・演	Zoom	内容
オリエンテーション	10	講義	全体	獲得目標並びに演習の進め方の説明
【導入講義】 チームアプローチ	50	講義	全体	講師 藤井 知佳((福)大乗福祉会 相談支援事業所フロントライン) 相談支援に求められるチームアプローチに必要な知識や技術のポイントについて
セルフチェック	15	講義	全体	・個人ワーク チームアプローチの展開の振り返りと維持・向上すべきことへの気づき ・演習（グループワーク）の説明
事例報告・検討	200	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 ・演習（事例報告・検討） チームアプローチの確認と検討課題の対応 ・チームアプローチの能力の向上を図る
インターバルの整理	65	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 ・演習 セルフチェックや事例報告、検討での助言や気づきの整理
まとめ 研修振り返り	35	講義	全体	まとめ、インターバルの説明



インターバル期間

4日目【会場①】10月26日（木）【会場②】10月27日（金）9：00～9：30受付

項目	時間	講・演	Zoom	内容
オリエンテーション	10	講義	全体	獲得目標並びに演習の進め方の説明
【講義】 GSVの目的と方法	110	講義	全体	講師 石原 郁郎 ((副)ゼノ少年牧場 相談支援事業所「ゼノ」から) SSVの目的と方法についての講義 模擬GSVの説明と実演
GSV (支援の洗い出し)	85	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 代表事例に対してグループでGSVを通して支援法を検討する
【導入講義】 コミュニティワーク	50	講義	全体	講師 西上 忠臣((非特)ちゃんくす)
地域支援の展開	65	演習	ブレイクアウトルーム	【グループワーク】 地域を巻き込んだ支援方法について検討
まとめ	30	演習	ブレイクアウトルーム	各グループで研修の振り返りをして終了



修了
おめでとう！

講義1（1日目） 法制度の現状（90分）

【科目のねらい】

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最新の動向を理解する。
- 障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくにあたって、関連する制度などを理解する。

【学習のポイント】

- 障害福祉施策の経緯の再確認と動向の理解
- 障害福祉サービス等報酬改定の内容についての理解
- 関連する各法律の改正状況についての理解

講義 2（1日目） 意思決定支援に着目した個別相談支援（60分）

【科目のねらい】

- 相談支援の基本姿勢などを再確認する。

【学習のポイント】

- 個別相談支援の基本姿勢
 - ①本人主体、本人中心 ②自己決定（意思決定）の支援 ③権利擁護 ④個別性の重視 ⑤生活者の視点・QOLの重視 ⑥エンパワメントの視点
- 相談支援のプロセス
 - ①インテーク ②アセスメント ③モニタリング
- 意思決定支援の展開

講義 3（1日目） 多職種連携及びチームアプローチ（60分）

【科目のねらい】

- 多職種連携に及びチームアプローチ、サービス担当者会議の展開方法、チームにおける意思決定支援について理解する。

【学習のポイント】

- 多職種連携及びチームアプローチの意義・目的
- チームアプローチの実践
- 多職種連携とケアマネジメントプロセス
- サービス担当者会議の準備、進め方
- 障害福祉サービスの枠組みを超えた展開
- 多職種連携の課題や促進方法
- チームにおける意思決定支援の展開

講義 4（1日目） 地域を基盤としたソーシャルワーク（60分）

【科目のねらい】

- 本人の地域生活支援をする上で必要となる個別支援と地域支援の一体的展開と具体的方法について理解する。

【学習のポイント】

- 地域を基盤としたソーシャルワークの意義と機能
- 自立支援協議会の活用と展開
- コミュニティ・ソーシャルワークのプロセス

講義 5（1日目） 実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法（90分）

【科目のねらい】

- 経験から学ぶ省察的思考の重要性を理解する。
- 実践研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。

【学習のポイント】

- スーパービジョンの機能
①管理的機能 ②教育的機能 ③指示的機能
- スーパービジョンの特徴
①個別スーパービジョン ②グループスーパービジョン ③ピアスーパー ビジョン ④ライブスーパービジョン
- スーパービジョンの実践の必要性と阻むもの

演習（2日目） 個別相談支援とケアマネジメント

【科目のねらい】

- ② 本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明できる。
- ② 振り返りを通して、維持向上すべきことに気づく。
- ② 振り返り、検討することで、個別相談支援の能力向上を図る。

【学習のポイント】

- ② 知識と実践（事例）の結び付け
 - ①意思決定支援の展開 ②インテーク ③アセスメント ④モニタリング
- ② 個人演習・セルフチェック
 - ①意思決定支援のポイント ②インテークのポイント ③アセスメントのポイント ④モニタリングのポイント
- ② 実践報告・検討を通した個別相談支援の能力の向上
 - ①意思決定支援のポイントとの結びつけ ②信頼関係の構築や自己肯定感を高めしていく支援展開 ③助言や指導を受けることの重要性

演習（3日目） 相談援助に求められる多職種連携及びチームアプローチ

【科目のねらい】

- ② 他の多様な職種に対する理解・村長に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。

【学習のポイント】

- ② 知識と実践（事例の結びつけ）
 - ①多職種連携及びチームアプローチ ②ケアマネジメントプロセスとの関係 ③チームによる意思決定支援 ④連携のための配慮 ⑤担当者会議
- ② 個人演習・セルフチェック
 - ①多職種連携及びチームアプローチの視点と意思決定 ②チームアプローチの展開
- ② 実践報告・検討を通した能力の向上
 - ①本人を中心とした支援のためのチームの構成 ②共通目標 ③担当者会議 ④社会、地域資源への働きかけ ⑤助言や指導を受けることの重要性

演習（4日目） 地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践

【科目のねらい】

- ② 地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。
- ② 自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。
- ② 地域をつくる相談員の実践例を活用し検討することで地域援助能力を獲得する。

【学習のポイント】

- ② GSVの体験と効果の理解
 - ① GSVの意義と方法
 - ② GSVの展開
 - ③ 地域支援の展開や目的
- ② 地域資源の活用や地域ネットワークの構築
- ② コミュニティワーク
 - ① 個別支援から地域課題への展開
 - ② 地域援助としてのCSW
 - ③ 地域アセスメント

令和5年度 現任者研修スケジュール

		(1)	(2)
1日目	2日目	6月15日(木)・16日(金)	6月21日(水)・22日(木)
		インターバル演習① 基幹相談支援センター等に出向き、自らの提出課題を検討する	
3日目		8月22日(火)	8月23日(水)
		インターバル演習② 基幹相談支援センター等に出向き、相談支援体制、自立支援協議会について検討する	
4日目		10月26日(木)	10月27日(金)

インターバルについて

○インターバルにおける課題実習の目的

相談支援専門員は、経験を積み重ねても自己の振り返りが必要な業務ですが、日常業務に追われてしまい、その機会を得ることが難しい状況にあります。また、自らの支援について他者から助言・指導を受ける機会が少ないとことから、助言等を期待して研修を受講される方も多くみうけられます。そのため、研修時に自己の振り返りと他者からの助言・指導を受ける機会を設け、さらに研修の合間に実地での課題実習として、基幹相談支援センター等に出向いての研修を組み入れることで、研修後も継続して助言等が受けられる場面を作ることが目的です。

・インターバル①

- 演習で整理された支援について具体的にどのように行うかの検討、支援を実際にやってみたことの共有および助言を得る

・インターバル②

- 自立支援協議会の部会などに参加し、社会資源など現在の地域の状況を把握。
- 基幹相談などで自立支援協議会の実情について聴きとる。

インターバルでの注意事項【事前課題の手引きより】

実習の実施に際しては、感染対策に努めてください。

受講者が勤務している事業所を利用する障害当事者に課題への協力を依頼する場合等を除き、協力者とのやり取りは原則電話等（テレビ電話也可）を利用し、直接本人とお会いしない方法で行って下さい。また、直接お会いして聞き取りを行う場合は、感染症対策を徹底してください。

感染症拡大防止に
ご協力ください



【感染症対策の例】

- 密集を避け、換気をする
- 聴き取り前後の消毒
- マスク・フェースシールド等の着用
- 聴き取りの前の体温測定（37.5度以上の発熱がある場合には聴き取りを実施しないでください）

相談支援現任者研修終了後の 相談支援専門員に求められるもの！

- ★地域資源の活用や地域との繋がりを深める支援を展開する！
- ★個別課題を地域の課題ではないかと捉えなおし、自立支援協議会等に報告していく！
- ★委託・基幹相談支援センターとの連携を通して、実践力を高める！

この研修は、相談支援に従事する皆さん、日々の実践を省察し、自ら気づき、学ぶためのきっかけの一つです。

今回の研修は、参加型の演習が多く取り入れられています。演習では主体的に積極的に参加してみてください。『恥ずかしい』『間違っていたらどうしよう』など思わず、意見をたくさん出してみてください。グループの中で、お互いから学ぶ姿勢が大切です。



参考文献・資料

- 2021年度広島県相談支援従事者現任者研修研修
受講ガイダンス/西川浩司
- 2018年度相談支援専門員指導者養成研修/島村聰
- 厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業
「相談支援従事者研修ガイドラインの作成及び普及事業」
モデル研修資料（一部改変）
- 障害者相談支援従事者研修テキスト現任研修編/中央法規出版